

多久市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 2 2 号

多久市印鑑条例の一部を改正する条例

多久市印鑑条例（昭和 5 0 年多久市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 第 2 号中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）附則第 1 条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。